

平成 22 年 11 月 15 日 改訂



研修プログラム実施要綱

（要綱の目的）

第 1 条 この要綱は、社会的企業育成支援事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が、内閣府「地域社会雇用創造事業」の一環として実施する社会的企業育成支援事業（以下「本事業」という。）のうち、社会的企業人材創出・インターンシップ事業（以下「人材育成事業」という。）として実施する研修プログラムの実施に関して必要な事項を定める。

（人材育成事業の目的）

第 2 条 人材育成事業は、本事業の対象者に対し、公民連携・公共サービス改革の制度・手法をはじめとする社会的企業の事業・経営に関する知識や技能について学び、社会的企業等に於ける就業体験の機会を提供することにより、「新しい公共」の担い手として力強い地域社会雇用を具現化する社会起業家、社会的企業のリーダー人材・スタッフ人材、支援人材を輩出し、以って地域社会に於ける社会的企業とその雇用を加速的に創造することを目的とする。

2 前項の目的を達するため、本事業に於いては次の種類の研修プログラムを提供する。なお、各プログラムの詳細は各々募集要項等に於いて定める。

- （1）基本プログラム
- （2）地域サテライトプログラム
- （3）エンハンスド・プログラム

（育成事業の対象者）

第 3 条 人材育成事業の対象者は、社会的企業の起業（以下、「社会起業」という。）や社会的企業への就職、社会的企業の支援育成等に強い関心を有する以下の社会人及び学生とし、本事業の地域事務局が受講するに相応しいと認めた者

とする。

(1) 社会的企業の創業を目指す者

(2) 社会的企業の事業・経営の核となるリーダー人材・スタッフ人材

(3) 自身の専門能力等を活かして社会的企業の育成支援に貢献しようとする者

2 コンソーシアムの構成員ならびに本事業の実施についてコンソーシアムと連携・協働する団体（以下「連携・協働団体」という。）は、地域事務局に対して人材育成事業の対象者（候補者）を推薦することができる。但し、推薦のあった者に対する受講の可否の決定については第6条の規定によるものとする。

3 コンソーシアムの構成員または連携・協働団体が研修生の推薦を行うときは、地域事務局に対して研修生推薦書（様式第1号）を提出するものとする。

4 本コンソーシアムは、研修生の推薦を受け入れることができる連携・協働団体の名称等をウェブサイト等によりあらかじめ提示するものとする。

（研修の受講申し込み手続き）

第4条 研修の受講申し込み手続きは、第5条に定める募集要項に定める手続きによるものとする。

（募集要項）

第5条 本研修プログラムの受講者の募集にあたっては、別に定める「研修生募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、実施するものとする。

（研修生の募集・選考方法）

第6条 応募のあった研修生（候補者）については人材育成委員会に於ける検討・調整のもと地域事務局に於いて書面審査を行い、地域事務局が受講の可否を決定する。但し、地域事務局が必要と考える場合には、書面審査に加えて面談審査を実施することができる。

2 前項の選考に際しては、次に掲げる事項を総合的に勘案して研修生を選考し、速やかに受講の可否を通知する。

(1) 第3条に定めた受講資格を満たしていること。

(2) 希望する研修の内容が予定している実習テーマと合致していること。

(3) 研修生の知識・経験などが、実習を効果的に実施するために必要な水準を満たしていること。

(人材育成委員会)

第 7 条 地域事務局は、人材育成事業のアドバイザリーボード及びワーキンググループとして各事業の実施地区に於いて人材育成委員会を発足・運営し、地域力が円滑に結集されるよう協力体制を整備・構築する。なお、人材育成委員会の委員は有識者、実務家、中間支援組織、地元経済界、大学・研究機関等により構成し、委員の数は 6 名程度とする。なお、自治体の職員は委員の数に含まないものとする。

(研修の期間)

第 8 条 基本プログラムの研修期間は第 10 条の表の通り区分するものとし、その詳細は募集要項に於いて定めるものとする。なお、募集要項は実施の期毎に地域事務局がこれを定める。

2 地域サテライトプログラム、エンハンスド・プログラムの研修期間については、実施プログラムの内容毎に募集要項に於いて定めるものとする。

(研修の開催場所)

第 9 条 基本プログラムの研修の開催場所は第 10 条の表の通りとし、その詳細は募集要項に於いて定めるものとする。なお、募集要項は実施の期毎に地域事務局がこれを定める。

2 地域サテライトプログラム、エンハンスド・プログラムの研修場所については、実施プログラムの内容毎に募集要項に於いて定めるものとする。

(研修生の募集人数)

第 10 条 基本プログラムの研修の募集人数は下表の通りとする。なお、その他(※)の会場については実施の期毎に名古屋事務局がこれを定める。

研修生の 募集人数	1 ターム	2 ターム		3 ターム		4 ターム	研修生 合計
	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期	
東京会場	50 名	50 名	50 名	50 名	50 名	50 名	300 名
横浜会場	50 名	50 名	50 名	50 名	50 名	50 名	300 名
その他 (※)	50 名	50 名	50 名	50 名	50 名	50 名	300 名
合計	150 名	150 名	150 名	150 名	150 名	150 名	900 名

2 各期・各会場の募集人数は日中コース：25 名、夜間コース：25 名を標準とし、その詳細は募集要項に於いて定めるものとする。なお、募集要項は実施の

期毎に地域事務局がこれを定める。

3 地域サテライトプログラム、エンハンスド・プログラムの募集人数については、実施プログラムの内容毎に募集要項に於いて定めるものとし、各々の地域事務局に於いて計：100名以上を募集する。

(研修プログラムの内容・講師)

第11条 研修の基本プログラムは講義、演習、実地研修（インターンシップ）により構成し、その内容・講師は研修プログラム策定指針に基づき、人材育成委員会に於ける検討・調整を経て、地域事務局が決定する。

なお、1 期間に於ける全ての研修の終了に要する単位数は合計 180 単位以上（180 時間以上に相当）とする。

2 研修の終了認定に際しては必修の講義等を設定し、これを履修することを条件とする。必修とする講義等については別に定める。

3 地域事務局は、本要綱に定める諸規定の範囲に於いて研修の基本プログラムを独自に改編し、地域サテライトプログラム、エンハンスド・プログラスを策定・実施し、研修生に対する単位の認定・付与ならびに研修の修了認定を行うことができる。

4 地域事務局が前項の規定に従って基本プログラム以外の研修プログラムを策定・提供するときには、本コンソーシアムの承諾を得るものとする。

(研修の修了評価・研修中のフォローアップ方法)

第12条 研修の終了評価は必要単位の取得と講義毎のフィードバックシートの提出、インターンシップ計画書・報告書ならびに研修対象者(1)にあつては社会起業プラン、研修対象者(2) (3)にあつては事業・経営改善プラン等の提出物の内容を地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）ならびに担当プログラムオフィサーが総合的に勘案し、これを実施する。

2 研修中に於いては地区担当コーディネーター（インキュベーションマネジャー）が適宜取得単位・提出物の内容等の評価を行い、プログラムオフィサーと連携して個別相談の機会を設けるとともに、必要に応じて補習等のフォローアップ（時期を跨いで受講させることを含む。）や改善指導を実施する。

3 前項の個別相談・補習等のフォローアップや改善指導の結果、研修生が研修終了に必要な条件・水準を満たすことが出来ないと判断した場合、地域事務

局は即時に当該研修生に対する研修の提供を停止することができる。

(研修生の身分)

第 13 条 地域事務局ならびに実地研修の受入先は、研修生に対し、職員としての身分を付与しないものとする。

(活動支援金等)

第 14 条 研修生が以下に掲げる条件を全て満たす場合、次項の手続きに従って活動支援金を支給する。なお、以下の各項に定めるもののほか、活動支援金の支給について必要な事項の詳細は別に定める。

(1) 所定の期間に於いて 180 以上の単位を取得し、全ての研修を終了する見込みがあること。

(2) 研修の申し込み時点で年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下であること。

(3) 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下であること。

(4) 現在住んでいる所以外に土地・建物を所有していないこと。

(5) 過去 3 年間に不正行為により国の給付金等の支給を受けていないこと。

2 研修生が活動支援金の支給を受けようとするときには、前項の条件を満たすことを証明する書類を添えて、地域事務局に対して活動支援金支給申請書（様式第 2 号）を提出するものとする。

3 前項の手続きにより地域事務局が活動支援金の支給申請を受け付けたときには、地域事務局は毎月末日までに受け付けた申請を翌月 20 日までに基金管理担当者に回送し、基金管理担当者は申請の回送を受けた月の翌月末日までに指定金融機関の口座に活動支援金を振り込むものとする。

4 活動支援金は 1 単位あたり 833 円としてこれを算定する。但し、オンライン受講の形式により取得した単位については、36 単位を越えて活動支援金の支給対象に算入することはできないものとする。

5 本条に該当する場合を除き、本コンソーシアムは研修生に対して賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

6 偽りその他不正の行為により活動支援金の支給を受けたことが判明した場合、当該受講生は速やかに支給を受けた活動支援金を返還し、コンソーシアムが支援金の支給ならびに返還に要した諸費用全てを弁済する義務を負うものと

する。

(研修に専念する義務)

第 15 条 研修生は、地域事務局ならびに実地研修の受入先の指示に従い、研修時間中は研修に専念しなければならない。

(法令遵守義務)

第 16 条 研修生は、研修期間中は、法令・条例等ならびに本コンソーシアムが定める諸規則を遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 17 条 研修生は、本コンソーシアムの信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第 18 条 研修生は、研修上知り得た業務上の秘密を漏らしてはならない。なお、本条の規定は研修終了後においても同様とする。

2 研修生は、個人情報の取扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 研修生は、この研修に関して知り得た個人情報を研修を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても地域事務局ならびに実地研修の受入先の指示によることとする。

(2) 研修生は、地域事務局ならびに実地研修の受入先の指示又は承諾があるときを除き、この研修を行うために貸与された個人情報が記録された資料等を複写し又は複製してはならない。

3 研修生は、研修の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に地域事務局の承認を得なければならない。

(研修中における事故等の責任)

第 19 条 本コンソーシアムは、研修生の研修期間中の事故等に備えて十分な安全確保にあたることとし、実地研修に際しては原則として一ヶ月の期間を限度として必要な保険を付補するものとする。

2 研修中及び研修先と自宅との往復途上における事故に関しては、研修生は

自らの責任において対応しなければならない。

3 研修生が、故意又は過失により本コンソーシアムに損害を与えたときは、研修生は、本コンソーシアムに対しその損害を賠償しなければならない。

4 研修生が第三者に与えた損害等に関しては、本コンソーシアムは一切の責任を負わない。

5 研修生が第三者に与えた損害等により、本コンソーシアムが第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、研修生は当該賠償により本コンソーシアムが被った損害の補填をしなければならない。

（研修生の提出書類）

第 20 条 研修生は、本要綱の諸規定を遵守することを約するため、地域事務局に対して誓約書（様式第 3 号）を事前に提出しなければならない。

（研修の中止）

第 21 条 本コンソーシアムは、本要綱の規定に違反するなど研修生が受講者としてふさわしくない行為を行った場合には、研修の受講を取り消すことができる。

2 前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その研修生を推薦したコンソーシアムの構成員または連携・協働団体ならびに実地研修の受入先にその旨通知するものとする。

（研修の証明）

第 22 条 本コンソーシアムは、研修生の実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

（修了証書の交付）

第 23 条 本コンソーシアムは、研修修了者に対し、修了証書（様式 4 号）を交付するものとする。

（研修修了者の登録）

第 24 条 本コンソーシアムは、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を登録し管理するものとする。

(終了後のフォローアップ方法)

第 25 条 研修の修了者に対しては日本サードセクター経営者協会（JACEVO）の奨励会員の資格を付与するとともに、オンライン交流ネットワークを通じた相互研鑽の場を通じて継続的な育成・交流を図り、社会的企業等への定着に向けたフォローアップを行う。

2 研修の修了生は研修終了後 3 年間については、事務局がメール等により配付するアンケート等に回答することで、自身の起業・就業状況等に関して報告する義務を有するものとする。

(研修費用)

第 26 条 研修に要する費用（テキスト・資料代を含む。）は無料とする。但し、交通費その他、各々の受講生が研修を受講するのに必要とする経費（実地研修先への交通費を含む。）については、研修受講者が負担するものとする。

(その他別に定める事項)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な別に定める事項が生じたときは、その都度別途定める。

附 則

（施行期日）

本要綱は平成 22 年 11 月 15 日から施行する。

（改訂）

・本要綱は平成 22 年 11 月 15 日「研修プログラム実施要綱の改訂について」記載の通り改訂した。

(様式第 1 号)
社会的企業育成支援事業コンソーシアム
地域事務局 人材育成事業担当 宛

社会的企業育成支援事業コンソーシアム

研修生推薦書

年 月 日

(連携・協働団体名)

住所

担当者名

印

研修プログラム実施要綱第 3 条の規定により、下記の通り育成事業研修プログラムの研修生（候補者）を推薦します。

〒番号)

住所)

氏名)

電話番号)

電子メール)

以上

(様式第 2 号)

社会的企業育成支援事業コンソーシアム
地域事務局 人材育成事業担当 宛

社会的企業育成支援事業コンソーシアム

活動支援金支給申請書

年 月 日

(氏名) 印
住所

電話番号

社会的企業育成事業実施要綱第 1 4 条の規定により、下記の通り必要書類を添えて活動支援金の支給を申請します。

〒番号)

住所)

氏名)

電話番号)

電子メール)

必要書類：

- (1) 申請者本人であることを証明する書類
- (2) 活動支援金の支給条件を満たすことを証明する書類

以上

(様式第 3 号)

社会的企業育成支援事業コンソーシアム
地域事務局 人材育成事業担当 宛

誓 約 書

年 月 日

(氏名) 印

住所

電話番号

研修プログラム実施要綱第 20 条の規定に従い、要綱の諸規程を遵守すること
を約するため、本誓約書を提出します。

〒番号)

住所)

氏名)

電話番号)

電子メール)

以上

(様式第4号)

第〇〇〇〇号

修了証書

〇〇〇〇殿

あなたは、社会的企業育成支援事業コンソーシアムが実施する社会的企業人材育成研修プログラムの全課程を修了されたことを証します。

年 月 日

社会的企業育成支援事業コンソーシアム 地域事務局

(組織名)

(代表者名) 印